

# 文教厚生

【文責 住田副委員長】

⑳松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

## 要旨

この条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

**問** 町内で該当する施設はあるのか。

**答** 町内で該当する施設は、また今後、民間で事業所ができるとの話があるが、それは該当するものか。 **藤岡委員**

**答** 現在、該当施設はない。また現在、協議中の小規模事業者は、今回の改正による基準を緩和する事業者には該当しない。

**問** 今年10月からの幼児教育や保育を無償化する改正子ども・子育て支援法との関連はあるのか。

**答** 藤岡委員  
関連性はない。

# 子どもたちに関わる事業の設備や運営に関する条例の改正が

**問** 町長が認める場合の条件が示されていないが。 **三好・加藤委員**

**答** 町長が適当と認める条件とは認可外施設であって3歳以上の受入れに余裕があるというのが基本的な条件と考えている。

**問** 文書上で明記しておかないのか。 **加藤委員**

**答** 町の認可マニュアルにより整備したい。  
(全員一致で可決)

⑳松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

## 要旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童クラブの支援員の認定資格の研修の拡大のため、所要の改正を行うもの。

**問** これは、今後支援員になる方に該当する研修か。 **藤岡委員**

**答** これまでは、知事が行う研修だけであったが、指定都市の長が行う研修でもかまわないこととなり、今回からの研修を受ける方が対象となる。  
(全員一致で可決)

⑳災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

## 要旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正され、及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

**問** 条例改正に伴い今より手続きが遅れることはないのか。 **稲田委員**

**答** 手続きは変わっていないため、今までどおりの処理ができる。

## 意見

スムーズな対応をしていただきたい。  
**稲田委員**

**問** 保証人の範囲は。

**答** 連帯保証人は、連帯して債務を負担する能力があり、弁済の資力を有する方・町内に居住している方・申込人と同一世帯、同一生計でない方・連帯保証人となる方、またはその世帯員が災害援護資金の借受けをしていないこと。  
また、すでに他の災害援護資金の連帯保証人となっていないこと。  
(全員一致で可決)

㉑松前町介護保険条例の一部を改正する条例

## 要旨

介護保険法施工例及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令により介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い所得の少ない第一号被保険者の介護保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和二年年度の保険料率を定め、並びに改正に伴い規定整備をするため、所要の改正を行うもの。  
(全員一致で可決)

